

徳島県情報公開審査会答申第112号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年4月14日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「①〇〇港湾区域内のわかめの正しい区域（許可を出している区域）②許可期間」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年4月26日、実施機関は、本件請求に対し、「〇〇港港湾区域における港湾区域内の水域占用許可書、港湾区域内の水域占用許可申請書に添付された位置図及び平面図」を対象公文書に特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年6月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年9月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成21年10月15日徳島県指令〇〇〇〇号〇〇漁業協同組合、平成21年9月28日徳島県指令〇〇〇〇号〇〇漁業協同組合にした、許可を取り消せ、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書、当審査会での口頭意見陳述等における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 区画漁業（若布の養殖）は、水産課の指導である。期日を水産課が決定して「区

画漁業免許状」が交付されている。

若布の養殖に期日が決められていることには、2つの理由がある。

ア 若布の養殖期間は6ヶ月である。余分に前後1ヶ月で合計8ヶ月である。

イ 期日内に漁具を整理する事は、若布の養殖から出る「根株」一般産業廃棄物の不法投棄を防ぐ為である。

40年間続いてきた「区画漁業免許」の期日を変更しなければならなかった理由を求める。

- (2) 若布の養殖は、水産課の管理である。若布の養殖に港湾課は関係無い。港湾課が若布の養殖の為に港湾法37条第1項の許可を与えた理由の説明を求める。
- (3) 若布の養殖は、10月から5月までが漁業権で認められている。その間は、便宜上、若布の後の残骸を置いておく、港湾に物を置く許可である。我々と同じ水域占用許可であれば、審査基準に基づいて、同様の取扱いをして頂きたい。それができないのであれば、許可は取り消すべきである。
- (4) 公文書公開請求において、公開された公文書では、我々が知りたい情報は無い。事前に公開請求の窓口で、実施機関は自身の都合の良いように件名を作為的に誘導するからである。
- (5) 本件の許可は、水産課、港湾課が異なる許可を与えていると推定できる。

ア 区画漁業免許状は、「漁業権とその行使は、区域・漁法・期間・漁業種類を定め、漁業を営む権利を設定し、それに基づき漁業を行うことです。」本件、水産課の許可は、昭和35年頃より継続して与えられた許可であると解せられる。

イ 港湾課の与えた許可は、水産課の与えた許可に関係ない、水域占用許可である。港湾区域内占用許可は、港湾法37条1項に基づき、平成12年8月1日に施行の審査基準の基、許可されるものである。

実施機関は、2件の異なる許可の案件について正しく情報公開すべきである。
- (6) 異議申立人が情報公開請求で求めるものは、平成20年10月6日、〇〇協同組合の申請した、港湾法第37条1項に基づく許可と、平成21年9月24日〇〇漁業協同組合、平成21年10月15日〇〇漁業協同組合、の両漁業協同組合の申請書に使用した審査基準と、異議申立人に使用した審査基準と同じ、審査基準に基づく許可か、事実を開示し、説明を求めるものである。
- (7) なお、漁業協同組合は、〇〇〇、〇〇で、実施機関と〇〇を持ち、〇〇を放置してきた。港湾法37条1項に〇〇を継続してきた事実は認められる。異議申立人は、審査基準について、平成11年以来、審査基準の開示と説明を求めたが、答えるこ

と無く、審査基準と称して、次から次へと要求して最後にはこの世に存在しない書類を平然と、個人でなく、実施機関として、要求することは不当であり、間違っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成22年4月14日付けで異議申立人から出された「①〇〇港湾区域内のわかめの正しい区域(許可を出している区域) ②許可期間」の公文書公開請求に対し、本件請求に係る公文書として「〇〇港港湾区域における港湾区域内の水域占用許可書、港湾区域内の水域占用許可申請書に添付された位置図及び平面図」について公文書公開決定処分を行った。

この度の異議申立人の主張は、本件処分において公開した公文書、徳島県指令〇〇号及び〇〇号において、港湾法第37条第1項の規定によりした水域占用許可を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠について

条例第8条に該当するため、本件公文書を公開したものである。

(2) 本件処分の理由について

異議申立人は、平成22年4月14日に東部県土整備局鳴門庁舎を訪ねて、異議申立人が代表理事を務める〇〇協同組合の鋼鉄製の大型台船による〇〇港港湾区域内の水域占用に関して、自己の意見・要望を述べるとともに、徳島県のこれまでの対応について不満を述べ、その過程で、〇〇港港湾区域内水域にわかめ養殖施設を設置して同水域を利用する漁業協同組合に話題が及び前記の内容の公文書公開請求がなされた。

実施機関は、本件請求に対して、保有する公文書、即ち「〇〇港港湾区域における港湾区域内の水域占用許可書、港湾区域内の水域占用許可申請書に添付された位置図及び平面図」を公開し、真摯に対応した。

しかるに、異議申立人は、「平成21年10月15日徳島県指令〇〇号〇〇漁業協同組合、平成21年9月28日徳島県指令〇〇号〇〇漁業協同組合、上記漁業協同組合にした、許可を取り消せ。」との趣旨で本件異議申立てを行った。

異議申立人の主張は、徳島県が関係する漁協に対して行った「水域占用許可処分」に関するものであるにすぎず、本件「公文書公開決定処分」の妥当性とは全く関連性がない。

確かに公文書の公開を請求することは県民の権利であるが、本件公文書の公開決

定処分に対して、本件処分と全く関連性を有しない事項を趣旨及び理由として異議申立てを行った異議申立人の行為は、誠実な権利行使とはいえないと考える。

(3) 公文書公開請求時のやり取り等から、公文書の特定に誤りはなく、他に対象公文書となるものは考えられない。

(4) 「漁業権」は漁業法に基づく、排他的に漁業を営む権利である。

一方、本来、公有水面の利用は自由使用が原則であるが、特定の者にその水域を占有させる権利は、港湾法に基づく「水域占有許可」によって与えられるものである。

港湾区域内で「若布の養殖」をするためには、その「漁業権」と若布養殖施設の「水域占有許可」が必要となる。

〇〇漁業協同組合、〇〇漁業協同組合の特定区画漁業免許の期間は5年で、そのうち毎年10月1日から6月30日までが「漁業の時期」として免許されている。水域占有許可は1年毎の更新で、その期間は10月1日から翌年9月30日としている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の特定について

本件請求内容である「〇〇港港湾区域内の若布に関する許可区域」及び「当該許可期間」に係る文書としては、「港湾法第37条第1項に基づく水域占有許可に関する公文書」と、漁場、漁業の種類、漁業時期等を記載した「漁業法第50条第1項に基づく免許漁業原簿」が考えられる。

そのうち、「免許漁業原簿」については、漁業登録令第10条に「何人も、免許漁業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は免許漁業原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。」とされているものであり、異議申立人に対しても、所管する水産課において既に交付されている。また、「免許漁業原簿」については、漁業法第50条第3項により「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。」とされており、条例においても、条例第35条により「法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」の規定に該当するものであることから、条例の適用除外とされるものである。

したがって、本件対象公文書を、港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準により許可された「〇〇港港湾区域における港湾区域内の水域占有許可書、港湾区域内の水域占有許可申請書に添付された位置図及び平面図」と実施機関が特定したことについては、不自然・不合理な点は認められない。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、両漁業協同組合に対する〇〇港港湾区域における港湾区域内の水域占用許可書には、許可事項として港湾名、占用場所、占用目的、占用面積、占用期間が記載され、両漁業協同組合が水域占用許可申請書に添付した位置図及び平面図には漁場の区域、すなわち水域占用許可区域が示されている。

異議申立人の求める「①〇〇港湾区域内のわかめの正しい区域（許可を出している区域）②許可期間」が本件対象公文書に記載されているものと認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

当審査会は、不服申立事案について条例に基づき適正に情報公開決定処分がなされているかどうかを審査する機関であることから、異議申立人が、本件事案に関連して水域占用許可処分の経緯、見解等について種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 9月 2日	諮問
9月21日	実施機関からの理由説明書を受理
11月 5日	異議申立人からの意見書を受理
12月16日	審議（第84回審査会）
平成23年 1月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第85回審査会）
2月28日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議

	(第86回審査会)
3月18日	審議 (第87回審査会)
4月13日	審議 (第88回審査会)